

を行うこと を対象に介護予防プランの作成など ③要支援1・2の認定を受けた人 うこと の早期発見・対応に向けた支援を行 要介護状態になる恐れのある人

を行うこと や福祉サービスの利用に向けて支援 に関する相談に対応し、 ①高齢者やその家族からの介護など

適切な医療

②成年後見制度の紹介や高齢者虐待

主な業務

括支援センターの担当区域などは 域包括支援センターと原市北地域包 本年度から原市北地域包括支援セン その後の高齢者人口の増加に伴い、 る機関です。 続けられるよう、 表のとおりです。 ターに名称変更しました。 センターを原市南地域包括支援セン 平成18年度に地域包括支援セン を新設し、 を市内に9カ所設置しました。 旧原市地域包括支援 総合的な支援をす 原市南地

を新設 原市北地域包括支援センター 高齢介護課

T775-4190 **風フフ6-8872**

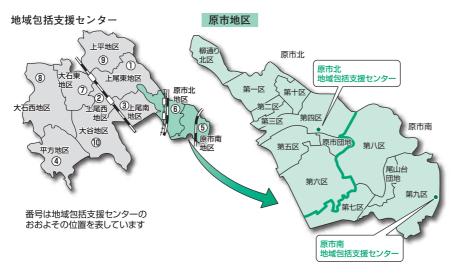
:住み慣れた地域で安心して暮らし

地域包括支援センターは、

高齢者

【表】日常生活圏域と地域包括支援センター一覧(平成24年4月1日現在)

No.	地域包括支援 センター	所 在 地	電話番号 ファクス番号	担 当 町 名
1	上尾東	平塚2141 (しののめ内)	12 778-4800 13 778-4850	緑丘、上町、本町、原新町、上尾宿、上尾村、二ツ宮、 平塚
2	上尾西	柏座1-10-3-15-101 (上尾中央総合病院付近)		春日、柏座、谷津、富士見
3	 上尾南 	仲町1-8-32 (藤村病院隣接)	₹ 777-3301 ₹ 775-0780	 宮本町、仲町、愛宕、栄町、日の出、東町、上尾下
4	平方	上野567 (あけぼの内)	126-6504 126-6657	平方、上野、平方領々家、上野本郷、西貝塚、西上尾第二団地
(5)	原市南	瓦葺2143-2 (葺きの里内)	© 720-2502 № 720-2507	原市の一部(七区、八区)、瓦葺、尾山台団地
6	原市北	原市3221-4 1階B号 (原市団地北側)		原市(七区、八区を除く)、五番町、原市中、原市北、 原市団地
7	大石東	浅間台2-17-1 (パストーン浅間台内)	□ 777-4201 □ 777-4203	中妻、浅間台、弁財、井戸木、泉台、小泉、今泉の一部(三井住宅)
8	大石西	藤波3-265-1 (エルサ上尾内)	■ 789-5077 ■ 789-5078	中分、藤波、小敷谷、畔吉、領家、今泉の一部(三井 サニータウン)、西上尾第一団地
9	上平	西門前727-3 (あげお愛友の里付近)	□ 778-5132 □ 778-5133	上、久保、西門前、南、菅谷、須ケ谷、錦町
10	大 谷	地頭方420-8 (上尾甦生病院付近)	Ⅲ 780-6363 ᠓ 780-6363	地頭方、壱丁目、今泉(三井住宅、三井サニータウン を除く)、向山、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、川、 西宮下





活動室





瓦葺ふれあい広場の 利用を開始

⇒瓦葺ふれあい広場(Ⅲ・風722-7563) 環境政策課(圖775-7308: 圖775-9927)

集会室兼体育室、活動室の利用団

体登録を受け付けています。

月3日) 開館時間 休館日 年末年始(12月29日~1 午前9時~午後9時

使用も可) 団体(抽選後、 ·利用団体 利用登録 5人以上で構成された 利用団体登録申請書 空きがあれば個人の

|瓦葺ふれあい広場〈瓦葺103--|

や授乳室などがあり、全ての人に優 ウオーキングコース、築山を利用し しい施設です。 育室、会議などに利用できる活動室 内には卓球などができる集会室兼体 た滑り台などの遊具をはじめ、建物

予約システム利用団体番号とパス com/ageo/web/))から申し込む ワードが必要です。 ※7月分の抽選受付期間は、5月1 所・出張所・公民館などにある)、ホー ムページ⟨≘ http://www2.pf489 ステム(タッチパネル(市役所、各支 ▼申し込み 15日です。予約時には、公共施設 上尾市公共施設予約シ

使用料 県立鷹の台高校入口 瓦葺ふれあい広場 下表のとおり 上尾伊奈斎場 ● つつじ苑 上尾市東消防署

体育室 業

● 県立が 原市(東) 原市支所 瓦葺(東) 国道16号 尾山台出張所 尾山台団地

施設		 定員(人)	利用区分	区分	使 用 料			
JJE	畆	上具(人)	1 利用区力		午前9時~正午	正午~午後3時	午後3~6時	午後6~9時
		100	団体利用	一般・学生	500円	500円	500円	500円
集会室兼体育室	児童・生徒			250円	250円	250円	250円	
	個人利用		一般・学生	100円	100円	100円	100円	
			児童・生徒	50円	300円	300円	300円	
	加室	20	20 84118	一般・学生	300円	300円	300円	300円
活動室		20	団体利用	児童・生徒	150円	150円	150円	150円

て、 必要です。 共施設予約システム利用団体登録も ※利用団体登録と同時に、上尾市公 にある)に団体構成員の名簿を添え 直接瓦葺ふれあい広場へ

広大な芝生広場や1周350だの

おもいやりの 心でつなぐ 人とひと

「上尾市多文化共生 推進計画」を策定

⇒自治振興課(Ⅲ775-4539·M775-9819)

平成24年度から10年間を計画期間とする「上尾市 多文化共生推進計画」を策定しました。この計画は、 市内に在住の外国人市民が地域社会の"構成員"とし ての自覚を持ち、日本人と外国人が協同して地域づ くりを進めるための計画です。

策定に当たっては、有識者や各団体の代表者など で構成された上尾市多文化共生推進計画策定委員 会、外国人市民や国際交流団体関係者などで構成さ れた上尾市多文化共生推進計画策定市民会議、市役 所若手職員で構成された上尾市多文化共生推進計画

多文化共生とは…

国籍や民族などの異なる人たちが、互いの文化的違いを認め合 い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共 に生きていくこと

~「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(総務省/平成18年3月)から~

策定プロジェクト・チームの三つの組織を設置しま した。そして前計画の進捗状況の検証・評価、アン ケートの実施、市民会議での意見交換などを通し て、「多文化共生社会の実現」に向けた施策について 約1年間の検討を重ねました。

▶内容 上尾市の現状と課題、計画の体系と施策展 開、計画の推進に向けてなどで構成

※同計画は情報公開コーナー(市役所1階)、図書館 本館、各公民館・公民館図書室で閲覧できる他、市 ホームページでも公開しています。

市民が心を開き、 おもいやりの心を持つことが大切

計画策定に当たっては、外国人市民へのアンケート結 果や、市民会議の意見を多く取り入れるなどの工夫があ り、上尾市らしい計画を作ることができました。

外国人市民との共生には、市民が心を開き、おもいや りの心を持つことが大切です。

今後、外国人市民の増加が予想される中、共生を実現 するために、行政の果たす役割は大きいものがありま す。計画で定められた目標の達成度を定期的にチェック して、計画の進行管理をするなど、今後、継続的な市の 取り組みが重要です。

【プロフィル】

富沢賢治(とみざわ けんじ) 聖学院大学大学院政治政策 学研究科教授。市多文化共生 推進計画策定委員会委員長と して同計画策定に尽力。



計画の基本目標

気持ちのつながるコミュニケーションづくり

- 1 わかりやすい行政・生活情報を提供する
- 2 利用しやすい窓口・相談体制をつくる
- 3 たくさんの人に日本語を学んでもらう

安心して生活できる社会づくり

〈基本施策〉

- 1 快適で安全な住まい環境を実現する
- 2 いきいきと健やかな生活を支援する
- 3 夢を持って学び働ける環境をつくる

違いや文化を認め合う地域づくり

- 1 お互いを認め合う気持ちを高める
- 2 外国人市民と地域社会をつなぐ
- 3 交流の機会を増やす
- 4 地域のボランティアと協力し合う
- 5 すべての人が集まれる場をつくる

②利用日の3日前までに保険証を用

1)または各支所・出張所へ

「依頼書」を直接または郵送で保険年 「申請書」と、必要事項を記入した

金課(〒362-8501本町3-1-

から利用申請を受け付け

※空いて

順番を決め、順番の早い団体・

個人

み抽選をする。1週間単位の抽選で

いる週は抽選後、先着順で受け付け

国保 宿泊補助制 後期 高齢者医療制度加入者の皆さんへ のご利用を

○国民健康保険加入者…保険年金課国民健康保険担当 後期高齢者医療制度加入者…保険年金課高齢者医療担当

泊補助制度があります。 康保持と増進を目的に、 |療制度に加入している皆さんの健 玉 |民健康保険(国保)・後期高齢者 それぞれ宿

月31日(日 利用期間 4月1日~平成25年3

あり、 ない人(3歳未満の乳幼児を除く) 加入していて、保険税(料)の滞納が 対象 宿泊日現在、市内に住所が 国保・後期高齢者医療制度に

内2泊を限度

補助金額

1人1泊3千円(年度

国民健康保険加入者

対象施設

県国民健康保険団体連

所1階8番窓口)、 ※施設一覧表は、保険年金課(市役 にあります(市ホームページでも閲 合会と契約している保養施設 各支所・出張所

用することを伝え、 会の保養施設宿泊利用共同事業を利 ※予約時に県国民健康保険団体連合 ①各保養施設に直接、 してください。 申し込み 次の①~③の順に申請 利用料金を確認 宿泊を予約

②

宿泊後、

施設利用証明を受けた

室他

▼抽選会場

市役所7階701会議

▼申し込み

受け付け開始の初日

後の平日)の午前9時から

日(土・日曜日、

祝日の場合は、 9カ月前の月の

直 初

▼受け付け開始

祝日を除く) 意して、保険年金課へ(土・日曜日

後日、 用日15日前までの受け付けに限る)。 「助成券」を郵送します。 ※来庁ができない時は、各支所・出 (所で申請だけを受け付けます(利 保険年金課から「利用券」と

押印し、宿泊当日に保養施設へ提出 と補助が受けられません。 ③交付された「利用券」と「助成券」に ※「利用券」と「助成券」を提出しない

> 利用申し込み 市民ギャラリ

> > め

ます。

生涯学習課

T775-9490 **風**フフ6-2250

)後期高齢者医療制度加入者

ける 助申請書」と「上尾市高齢者宿泊施設 ジからダウンロード可)の交付を受 も保険年金課〈市役所1階10番窓口〉、 利用補助金口座振替依頼書」(いずれ 1 各支所・出張所にある、市ホームペー)宿泊前に「高齢者宿泊施設利用補 対象施設 利用方法 次の①②の順に申請 国内の宿泊施設

す。

用時間は、

午前10時~午後8時で

ギャラリーは、木曜日~翌水曜日の

アリコベールサ

ロン館2階の市

良

1週間単位で貸し出しています。

『上尾市観光ガイドマップ』を作成

⇒商工課(Ⅲ777-4441・Ⅲ775-

催し物、祭り、文化・スポーツ施 設、花巡りなど見どころ情報を掲載 した『上尾市観光ガイドマップ』(A 1判、16つ折り、両面印刷)を作成

市役所、各支所・出張所、 22で配布していますので活用してく

しました。

ださい。

市民ギャラリー利用案内表					
利用月	平成25年 2月	3月	4月	5月	
受け付け 開始 	平成24年 5月1日 (火)~	6月1日(金)~	7月2日 (月)~	8月1日 (水)~	
利用月	6月	7月	8月	9月	
受け付け 開始	9月3日(月)~	10月1日(月)~	11月1日 (木)~	12月3日 (月)~	

用できる り、木曜日だけ午前8時30分から利)利用規則などの一部変更 搬入で使用する場合、申し出によ



上尾の魅力を再発見

げお駅からハイ

~上尾花しょうぶ園観賞と雄大な荒川沿い草原から牧場へのウオ

⇒市観光協会(Ⅲ775-5917· M775-5024)

荒川沿いの雄大な草原から牧場へ、そして初夏のハナショウブを満喫できる自 然散策コースです。上尾丸山公園ではあげお花しょうぶ祭りを開催しています。 園内では市指定民俗文化財の「藤波の餅つき踊り」や太鼓の生演奏が楽しめる他、 勅使川原郁恵さん(元五輪代表ショートトラック・スピードスケート選手)のウ -キング教室も行います。沿道でのもてなしも毎年好評です。

- ▶とき 6月3日(日) ※午前9~11時にJR上尾駅西口で受け付けを行い ス上を散策
- ▶コース JR上尾駅西口を出発し、馬蹄寺や榎本牧場、上尾丸山公園(あげお花 しょうぶ祭り)、川の大じめなどを巡り、JR上尾駅西口へ戻る全行程約15*。
- ▶募集人員 約2千人(先着順)
- ▶持ち物 昼食(上尾丸山公園で模擬店の利用もできる)、歩きやすい服装
- 5月30日(水)までに電話(03-5719-3777〈月~金曜日午前10時~午 後5時〉)、ホームページ(Phttp://www.jreast.co.jp/hiking/)、携帯サイト(P http://www.jreast.co.jp/hiking/m/)で「JR東日本・駅からハイキング事務局」へ ※申込時にコース番号(05212)、参加者(代表者)の在住都道府県名(郵便番号)、 参加人数を登録してください。

※市観光協会では、申し込み受け付けはできません。



昨年のあげお駅からハイキング

上

畔吉河岸

諏訪神 星

の大じ 連

上 尾





(小泉先回り)					
バス停名	恵和園行	恵和園行	恵和園行		
上尾駅西口	7:55	11:35	14:00		
自然学習館	8:20	12:00	14:25		
丸山公園南口	8:23	12:03	14:28		
上尾駅西口	9:14	12:54	15:19		
(日産先回り)					
上尾駅西口	9:20	13:00	16:15		
丸山公園南口	9:59	13:39	16:54		
自然学習館	10:01	13:41	16:56		
上尾駅西口	10:39	14:19	17:34		



納付場所にMMK設置店 (NEWDAYS など) を追加しました

⇒納税課(圖775-5135·圖775-9846)

▶対象税目 市・県民税(普通徴収 コンビニエンスストアで納付するときは見本の①~③に注意してください。 分)、固定資産税·都市計画税、 軽自動車税、国民健康保険税

▶納付場所

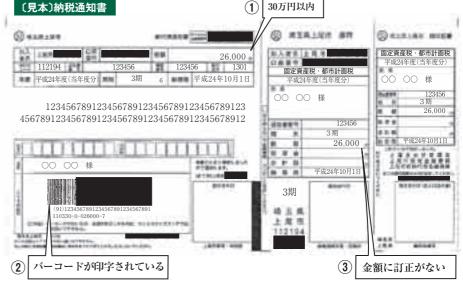
- ・市役所、各支所・出張所
- ・市指定金融機関

埼玉りそな銀行本・支店・市 役所内派出所

・市収納代理金融機関(本・支店) みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀 行、三井住友銀行、りそな銀行、 群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀 行、東和銀行、栃木銀行、大光 銀行、埼玉縣信用金庫、川口信 用金庫、青木信用金庫、飯能信 用金庫、城北信用金庫、中央労 働金庫、あだち野農業協同組合 ・ゆうちょ銀行、郵便局(納期限 内に限る)

埼玉県、東京都、神奈川・千葉・ 群馬・茨城・栃木・山梨県

全国のコンビニエンスストア



エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークル K、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、 生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリー ストアー、ローソン、MMK設置店(NEWDAYS など)

※5月からMMK設置店でも納付できます。MMK設置店とはMMK端末(公共料金収納端末)が設置され、店頭に「公 共料金収納受付取扱店」の表示がある店舗です。介護保険料、後期高齢者医療保険料も同様の取り扱いになります。

納付書は各コンビニ店舗でも取り扱いができるように、全国統一の書式になっています。冊子ではない1枚 ずつの単票になっていますので、納付する時は納期の取り違えのないように店舗へ出してください。

口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、納期ごとに指定 納付場所に出掛けなくても、納期限日(右 表参照) に自動的に預(貯) 金口座から納付 できてとても便利です。納付忘れもなくな りますので安心です。

▶申し込み

①「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」 (納税通知書に同封)に必要事項を記入・押 印し、納税通知書、預(貯)金通帳、印鑑(通 帳届け出印)を用意して、取扱金融機関か 納税課(市役所2階)または各支所・出張所 へお持ちください。(※1)

②市ホームページから口座振替依頼書と封 筒をダウンロードし、必要事項を記入・押 印して郵送してください。

市・県 民税	固定資産 税・都市 計画税	軽自動 車税 (※2)	国民健康保険税	納期限(振替日)	各期別の 口座振替 申込期限
	第1期	全 期		5月31日(休)	本年度終了
第1期				7月2日(月)	5月18日金
	第2期		第1期	7月31日似	6月15日金
第2期			第2期	8月31日惍	7月17日(以
	第3期		第3期	10月1日(月)	8月17日金
第3期			第4期	10月31日(水)	9月14日金
			第5期	11月30日惍	10月16日(火)
	第4期		第6期	12月28日惍	11月13日(以
第4期			第7期	平成25年 1月31日休	12月17日(月)
			第8期	平成25年 2月28日休	平成25年 1月11日魵

- 口座振替を申し込んでから口座振替開始まで45日程度かかります。市役所に申し込んだ人には、文書で 案内を郵送します。口座振替の開始期、振替口座を確認してください。口座振替開始以前の分は、納付書 を利用してください。開始期以前の分をさかのぼって振り替えすることはできません。
- ※2 これから軽自動車税の口座振替を申し込んだ場合は、平成25年度から開始になります。

省エネ対策推進奨励金

エネ対策推進奨励金交付申請書」(総

環境政策課 **T775-6925** 図フフ5-992フ

進奨励金を交付します。 さんに予算の範囲内で省エネ対策推 · 対象 次の

①

②

のいずれの

条件も 自主的に省エネ活動に取り組む皆

せん。 ます。店舗や事業所は対象になりま 登録、市税などの滞納状況を確認し を滞納していない 満たす人/①市内に住所があり居住 している②奨励金申請時に市税など ※申請時に住所

動バイクを除く)。 ※交付は同一年度内で1世帯につき 設置した物で、平成25年3月29日 1回限りです(電気自動車または電 ▼交付要件 (金)までに申請手続きが完了する物 4月1日以降に購入・

- 対象になる省エネ対策
- 住宅用太陽光発電システム
- システム 太陽熱温水器または水式ソーラー
- ションシステム(エネファ 家庭用燃料電池コージェネレー 14
- グリーンカーテン
- 電気自動車
- 電動バイク

購入・設置・支払い後に「上尾市省 申し込み 省エネ対策対象機器を

> けし、 日曜日、祝日を除く) 類を添えて、直接環境政策課へ(土・ る。市ホームページからダウンロー 合案内〈市役所1階〉、各支所・出張 るパンフレットをご覧ください。 しくは、 ※奨励金の交付額、対象機器など詳 5月10日(木)から先着順で受け付 可)に必要事項を記入し、必要書 環境政策課(市役所4階)にあ 申し込みが予算額に達した時 交付申請書と併せて配布す



年金受給者の皆さん んなときは届け出を

保険年金課 T775-5137 M775-9827

ださい。 ような場合、早めに届け出をしてく 年金を受給している人は、 下表の

関変更届、 です。各届け出書は年金事務所また は保険年金課(市役所1階9番窓口 あります(現況届、住所・支払機 届け出先は原則として年金事務所 年金証書再交付申請書は

> 注意してください。 提出することになっていますので、 受けている人は、年金の届け出は退 職共済年金を受けている共済組合に 員だった期間だけで老齢基礎年金を ※地方公務員などの共済組合の組合 各支所・出張所にもあります)。

ネット)により現況確認を行うこと 本台帳ネットワークシステム(住基 でしたが、平成18年10月から住民基 ●現況届・住所変更届・死亡届 現況届は毎年誕生月に提出が必要

になったため、原則不要です。

④外国籍(外国人登録 ⑤外国に住んでいる

町村に住んでいる

③住基ネットに参加していない市 されている基本情報と相違している 年月日、性別)が住基ネットに保存 ②日本年金機構が管理している年金

受給者の基本情報(住所、氏名、

生

認ができていない

変更届・死亡届の提出が必要です。

れかに該当する人は、現況届・住所

①日本年金機構で住民票コードの確

を除く)。ただし次の①~⑤のい

ず

りました(未支給年金などの届け出 るようになったため、原則不要にな 23年7月から住基ネットで確認でき また住所変更届・死亡届も、平成

てください。

570-05-1165または03

|詳しくはねんきんダイヤル(囮

0

6700-1165)へ問い合わ

せ

こんなとき	手続き内容	提出期限	
誕生月を迎えた	年金受給権者現況届 (注1)	誕生月内	
住所を変えた (注 2)	年金受給権者住所·支払 機関変更届	14日以内	
年金の受取先を 変えたい	年金受給権者住所·支払 機関変更届	防	
年金証書を紛失した	年金証書再交付申請書	随時	
氏名を変更した	名を変更した 年金受給権者氏名変更履		
年金を受けてい る人が死亡した			

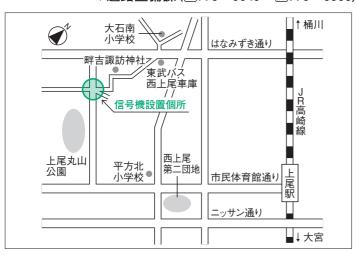
1)現況届とは別に、 加給年金額などが加算 があります。障害基礎年金の診断書の提出先は保険年金課 (市役所1階9番窓口)です。

や遺族年金の手続きが必要です。

14



⇒道路整備課(Ⅲ775-9049·Ⅲ775-9906)



畔吉地内の諏訪神社西側の交差点に信号機が新 しく設置され、3月24日に点灯式が行われまし た。この交差点は大石南小学校の通学路になって いて、車両の交通量が多い変則的な交差点です。 交通事故防止のため、交差点改良工事を施工し安 全な交差点へと改良しました。



信号機が新設された諏訪神社西側の交差点

第12回市環境推進大会と 環境パネル展

⇒環境政策課(Ⅲ775-6925· M775-9927)

市と市環境推進協議会は、環境の保全と創 造を考え行動する機会として、環境推進大会 と環境パネル展を開催します。

第12回上尾市環境推進大会

- ▶とき 6月2日(土)午後1時~3時30分
- ▶ところ 文化センター中ホール
- ▶内容 ①第11回あげお環境賞授賞式②環 境美化啓発ポスター表彰式と応募作品の展示 ③中谷二三男さん(技術士)による講演「電気 と私たちの生活 ~上手な節電~」
- ▶定員 500人
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 当日、直接会場へ ※手話通訳があります。

環境パネル展

- ▶とき 5月29日(火)~6月4日(月)
- ▶ところ 市役所 1 階市民ホール
- ▶内容 市の自然や住み良い生活環境、地球 環境の保全の活動をパネルで紹介

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定

⇒こども支援課(児童扶養手当)

T775-5120

M774 - 5342

障害福祉課(特別児童扶養手当) 2775-5123

平成23年度全国消費者物価指数の下落により、ことし4月か ら児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障 害者手当・経過的福祉手当の額が下表のとおり改定されました。

●児童扶養手当(月額)

児童数	全部支給	一部支給	
1人	4万1,430円	4万1,420~9,780円	
2人	4万6,430円	(4万1,420~9,780円)+5千円	
3人以上	1人につき3千円を加算		

●特別児童扶養手当(月額)

等級	改定後	改定前
1級	5万400円	5万550円
2級	3万3,570円	3万3,670円

障害児福祉手当(月額)

改定後	改定前
1万4,280円	1万4,330円

●特別障害者手当(月額)

改定後 改定前 2万6,260円 | 2万6,340円

●経過的福祉手当(月額)

改定後 改定前 1万4.280円 1万4.330円







守りましょう! 自転車の交通ルールとマナー

⇒市民安全課(2775-5138· 2775-9927)

自転車は手軽で便利な、環境にも優しい乗り物です。一方で、自転車が引き起こす事故が増加傾向にあります。これらの事故の大半は、自転車の正しい運転を怠った場合に起きています。

自転車は道路交通法上「軽車両」になります。自転車に乗るときは、交通ルールやマナーを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心掛けましょう。



ご存じですか? 自転車安全利用五則

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外 【**例外**】
 - ○道路標識・標示で指定された場合
 - ○運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の 高齢者、障害のある人の場合など
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る

CULULUS SELECTER SELECTION SELECTION

- ○飲酒運転・並進の禁止
- ○2人乗りは原則禁止
- ○夜間はライトを点灯
- ○交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- 5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の放置はやめましょう!

「少しの時間だから」「みんなが置いているから」と安易な気持ちで自転車を放置していませんか。

放置自転車は、目や体の不自由な人をはじめ、歩行者の安全な通行の妨げになる他、災害時の避難や消防車・救急車の消火・救急活動の障害になります。

自転車は、短時間でも駅周辺や道路など公共の 場所に放置しないで、駐輪場を利用しましょう。

毎月10日は「自転車安全利用の日」

自転車の安全な利用への関心と理解を深める ために設けられたもので、毎月10日を「自転車 安全利用の日」としています。

自転車の事故

自転車が加害者になる交通事故が増加しています。

自転車で事故を起こすと、自転車利用者も刑事 上の責任が問われます。また相手にけがを負わせ た場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

【自転車での加害事故例】

- ○自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突。 脊髄損傷の重傷を負わせた。
 - · 賠償金 6.008万円
- ○高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯 火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には 重大な障害が残った。
 - ・賠償金 5,000万円

●市内の自転車交通事故2大特徴 「高齢者」「交差点」

自転車交通事故者の約2割は、65歳以上の高齢者です。また自転車事故の約7割は、交差点で発生しています。

自宅付近の通り慣れた道でも油断せず、「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」を習慣にしましょう。

損害賠償責任保険などに加入を

万が一の事故に備えて、賠償責任保険と傷害 保険がセットになったTSマーク制度や各保険 会社の自転車向け保険に加入しましょう。

【TSマーク付帯保険】

年に1回、自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、その証明としてTSマークが自転車に貼付されます(有料)。

TSマークが貼ってあれば万が一の事故の際、賠償責任保険と傷害保険による保証が受けられます(点検日から1年間有効)。





役所

⇒職員課 **TE**775-5112 FAX775-9819

> ▽同署副 同署副参

 ∇

参事

うち課長級(所属長・主席主幹) の異動は次のとおりです。 た。 4 異動総数は570人です。 月1日付で人事異動を行いまし)以上 その

藤次朗 館長/嶋田一 兼署長/笹本和男 笹岡孝行 俊治 ▽会計管理者 事(市社会福祉協議会) 次長/吉田修三 政課長/清水啓太 大井川茂 事務所長/中村紀子 画財政部長 長/関根章隆 水道部長/庄田幹夫 ▽参与兼秘書室長/野本一 **、岡田勝幸** ,山本敏雄 大竹敏裕 ▽選挙管理委員会事務局長 ▽企画財政部参事兼次長 一一小川厚則 ▽都市整備部長/尾崎 德 ▽健康福祉部長兼福祉 ▽同部参事兼次長兼財 ▽監査委員事務局長 ▽教育総務部長/遠 >健康福祉部付参 教育総務部図書 ▽東消防署参事 ▽水道部参事兼 /松本孝明 ▽議会事務局 ▽市民部長 /金井塚清 ▽総務部長 人 ∇ ∇

正良

都市整備部副参事

克彦

▽市民部副参事兼市民税課長

、岩瀬富士夫

▽環境経済部副参事

西貝塚環境

パセンター

次長/内田 兼建築指

▽企画財政部主席副参事兼原市支所 , 坂巻直人 〉健康福祉部次長 ∇ 総務部次長 /内田千香 / 岸

木和夫

▽消防本部副参事兼予防課

まちづくり計

画

一課長/長谷部勝夫 ▽同部副

/吉川久弥

参事兼

建設部副参事兼道路整備課長

消防本部次長/大澤弘 副参事兼上尾駅出張所長/西川博久 尾山台出張所長/鴨田正晴 ▽同部 興課長/小山晴久 浩之 ▽水道部主席副参事兼総務課 都市整備部次長/石川裕唯 経済部次長/岡田薫 事(危機管理担当)/林史朗 ∇ スポーツ振興センター所長/菅間 長/福島照夫 参事兼生活環境課長/安田定雄 商工課長/小幡雄人 一席副参事兼区画整理課長/工藤 同部副参事兼上平支所長/鴨田 ,山嵜秀樹 ▽同部次長/尾形昭夫 ▽企画財政部副参事兼自治振 ▽建設部次長/國嶋徹夫 >教育総務部次長兼 ▽西消防署長/矢野 ▽同部 ▽同部副参事兼 ▽同部主席副 ▽同本部次 ▽同部次長兼 主席副参 ▽同部 ▽環境 ▽市民 ∇

康福 児童クラブ室長/渡辺英雄 副参事兼職員課長/駒﨑久志 青少年センター所長兼西小なかよし 正 隆 [祉部副参事兼保育課長/山本 > 同部副参事兼広報課長/野田 総務部副参事兼青少年課長兼 ▽同部 健

田忠夫 参事兼指導課長兼教育センター所長 学校保健課長 民館長兼上 参事兼上平分署長/矢部峰好 部付副参事 参事兼次長 長/西倉剛 長/新宮悟 兼大石公民館長兼大谷公民館長/内 道部副参事 消防第一課長 長/加藤一 ▽教育総務部副参事兼平方公民館長 、依田保之 、講内靖夫 兼管理課長 ▽同部副参事兼図書館次長 美 平公民館長兼原市公民館 (市地域振興公社)/ ,兼業務課長/大塚健治 ,野本久男 ∇ ▽同部副参事兼学務課 >学校教育部 副参事兼 **/吉田春男** /堀江均 /長島愼 農業委員会事務局副 同部副参事兼上尾公 ∇ 東消防署副

課長/矢嶋久司 進課長/加藤哲俊 参画課長兼男女共同参画推進セン 平方支所長/井上貴夫 援センター所長/中川文雄 政部総合政策課長/石川孝之 ター所長/鈴木宏明 部青少年課主席主幹兼少年愛護セン 主席主幹兼工事検査員/原口修 ター所長/加藤孝 支所長/松本孝治 部自治振興課主席主幹兼市民活動支 ▽秘書室次長/塚越俊久 同部人権推進課長/大室賢司 ▽同部契約検査課 ▽同部男女共同 ▽同部契約検査 ▽総務部IT推 >健康福祉部 ▽同部大谷 ▽企画 ▽同部 ∇

> 亨弘 起子 ▽都市 政之 挙管理委員会事務局次長/山田良 署平方分署長/橋本正治 署原市分署長/成田雄一 祉課主席主幹兼つくし学園長/石井 害福祉課長/柳真司 教育総務部総務課長/保坂了 議会事務局庶務課長/吉澤彰 維持管理課主席主幹/木川京子 署消防第一課長/長谷川清 岡田篤浩 同部建築指導課主席主幹兼建築主 同部みどり公園課長/猿田善勝 規模道路対策室長/秋池義茂 策課主席主幹(温暖化対策担当)/静 政策課長/山本兼郎 課長/磯越雄高 金課長/小菅一広 納税課長 進課主席主幹/神田惠造 診療所長/山崎廣幸 ンター ども支援課長/髙瀬裕治 社会福祉課長/本橋宜臣 、生沼延夫 ▽出納室長/矢口均 監查委員事務局次長/山本由 所長兼平日夜間及び休日急患 ▽同部健康推進課長兼保健セ >農業委員会事務局主席主幹 整備部まちづくり計画課 ▽同部農政課長/佐藤則久 /石井久夫 > 同部河川課長/森田嘉 >建設部下水道課長 ▽企画財政部総合政策 >環境経済部環境 ▽同部市民安全 ▽同部障害福 ▽同部保険年 ▽同部健康推 ▽同部環境政 ▽水道部 ▽西消防 ▽市民部 ▽同部障 ▽東消防 ▽同部こ ▽同 ∇ 大 ∇

▽企画財政

北川

▽同部副

課付主席主幹(市

·地域振興公社)/鈴